

## 宇都宮市総合計画基本計画の改定に係る市民懇談会設置要領

(設置)

第1条 市は、「第6次宇都宮市総合計画基本計画」(以下「基本計画」という。)の改定に当たり、基本計画の達成状況について、市民の立場から評価を行うとともに、基本計画の改定に向けて幅広い意見を聴くため、「宇都宮市総合計画市民懇談会」(以下「市民懇談会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 市民懇談会は、委員40人以内をもって組織し、全体会及び分科会により構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市長が公募により選考した者
- (3) 関係機関及び関係団体の代表者等
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、市長が委嘱した日から第3条及び第4条に規定する所掌事務が終了した日までとする。

4 市長は、市民懇談会の委員が次の各号のいずれかに該当するときは、解嘱することができる。

- (1) やむを得ない理由により解嘱を申し出たとき
- (2) その他解嘱することにつき相当な理由があると市長が認める場合

(全体会)

第3条 全体会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 基本計画における既存施策に対する評価や施策の進捗に関する意見のとりまとめに関すること
- (2) まちづくりへの取組の方向性に関する意見のとりまとめに関すること
- (3) 分科会での検討結果の調整に関すること
- (4) その他分科会の連絡調整に関すること。

2 全体会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、全体会の委員のうちから互選によってこれを定める。

3 全体会は、会長が招集し、会議を主宰する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 全体会の会議は、原則として公開とする。

(分科会)

第4条 分科会の所掌事務は、別表右欄に掲げる各分野の調査及び検討に関することとする。

2 分科会の名称は、別表左欄のとおりとする。

3 分科会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、分科会の委員のうちから互選によってこれを定める。

4 前条第3項から第5項までの規定は、分科会について準用する。

(庶務)

第5条 市民懇談会の庶務は、総合政策部政策審議室において処理する。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

別表（第4条関係）

名称	所掌事務
第一分科会	<p>子育て・教育・学習分野</p> <p>(1) 子ども・若者の健全な育成に関する事  (2) 学校教育に関する事  (3) 生涯学習に関する事  (4) スポーツ振興に関する事</p> <p>健康・福祉・医療分野</p> <p>(5) 健康づくりと地域医療の充実に関する事  (6) 高齢期の生活の充実に関する事  (7) 障がい者の生活の充実に関する事  (8) 身近な地域の福祉力の向上に関する事</p> <p>行政経営分野</p> <p>(9) 行政経営基盤に関する事</p>
第二分科会	<p>安心・協働・共生分野</p> <p>(1) 危機への備え・対応力の向上に関する事  (2) 日常生活の安心感の向上に関する事  (3) 市民主役のまちづくりの推進に関する事  (4) 共生社会の形成に関する事</p> <p>都市空間・交通分野</p> <p>(5) 暮らしやすく魅力ある都市空間の形成に関する事  (6) 快適な住環境と自然豊かな都市環境の創出に関する事  (7) 総合的な交通ネットワークの構築に関する事  (8) 上下水道に関する事</p>
第三分科会	<p>産業・環境分野</p> <p>(1) 地域産業の創造性・発展性の向上に関する事  (2) 商工・サービス業の活力向上に関する事  (3) 農林業の生産力等向上に関する事  (4) 環境への負荷低減に関する事</p> <p>魅力・交流・文化分野</p> <p>(5) 都市ブランドの確立と更なる魅力の創出に関する事  (6) 個性豊かな観光と交流の創出に関する事  (7) 文化の創造・活用の推進に関する事</p>

附 則

この要領は、令和3年11月26日から適用する。